

## 製造（輸入）施設の概要図

- (注意)
- 1 施設の配置を明確にすること（毒物及び劇物の保管施設を含む）
  - 2 毒物及び劇物の処理系等を明確にすること
  - 3 廃水処理ラインを明確にすること

類 別	指定令	
成分及び含有量		
販 売 名		
製 造 施 設 等 の 概 要		
製造施設の概要	面積  製造設備  原料保管設備  製品保管設備  床・天井の材質  漏洩時の対策  各施設の表示	
廃棄物の処理法		
廃液の処理法		
水質汚濁防止法 大気汚染防止法 その他関係法令		

類 別	指定令
成分及び含有量	
販 売 名	
製 造 工 程 図	

類 別	指定令	
成分及び含有量		
販 売 名		
製 造 手 順		
No	工 程	手 順

類 別	指定令
成分及び含有量	
販 売 名	
製 剤 の 組 成 等	
配 合 表	
入 目	
荷 姿	
用 途	
主な納入先	
月間生産量	
備 考	

類 別	指定令
成分及び含有量	
販 売 名	
廃液の処理フロー	



## 【盗難防止規定】

### 記載事項

- 1 盗難防止のための責任者、管理体制として、かぎの配布先、管理方法等に関する事項
- 2 在庫管理に関する責任者、管理方法として、帳簿などによる使用量・在庫の確認方法、確認頻度等に関する事項
- 3 使用・運搬中の盗難防止のため、実施すべき事項
- 4 使用・運搬を行う者の教育訓練に関する事項
- 5 盗難時における警察など関係機関への通報を迅速に行うため、通報の意志決定方法、通報責任者、通報先等に関する事項
- 6 その他必要な事項

## 【危害防止規定】

### 記載事項

- 1 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これら作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項
- 2 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 3 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
- 4 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
- 5 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- 6 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- 7 その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項